

2014年7月15日

文部科学大臣 下村 博文様

国際婦人年連絡会 世話人

山口みつ子

實生 律子

紙谷 雅子

## 「高校授業料無償化」制度の復活、給付制奨学金制度の創設をもとめる要望書(案)

国際婦人年連絡会は、1975年に国連が提唱した「平等・開発・平和」実現のために結成され、現在、全国の女性団体 35 団体が結集し、女性の地位向上・男女平等の実現を目指し活動している NGO 団体です。

男女共同参画社会実現のためには、男女ともに安心して学び続けられる環境が保障されることが重要です。2010年度から実施されていた「高校授業料無償化制度」は、「子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現」（「第3次男女共同参画基本計画」）に向け、大きな意味をもつ施策でした。

ところが、昨年 11 月に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことにより、2014年4月の高校入学生から、世帯所得が 910 万円以下であることを証明する所得証明の提出が必要となる制度に変えられてしまいました。これは、教室に差別を持ち込むことであり、断じて許されることではありません。

昨年度までの「高校授業料無償化」制度のもとでさえ、学校教育費の父母負担は、公立高校で約 23 万円、私立高校で約 72 万円（2012年度子ども学習費調査）に達しています。貧困と格差が進行している中での「高校授業料無償化」制度改変の家計への影響は、計り知れません。

日本政府が留保を撤回した国際人権規約 A 規約 13 条 2 項(b)(c)にも背を向けるものです。

「高校授業料無償化」の早期復活は教育の機会均等を保障するうえで、緊急課題です。

「非課税世帯」の高等学校等在学者に対して授業料以外の教育費負担軽減のために支給する「奨学のための給付金」制度が創設されたことは、歓迎します。

一方、半数近くの大学生が奨学金を借りなければ大学に通うことができない現実、親の貧困が拡大している中で、深刻な状況です。しかもその 7 割は有利子であり、卒業時の 4 年間で数百万円の借金になります。奨学金を借りたくても、多額の借金を背負って社会に出ることへの不安感から、奨学金を受けることを躊躇し大学進学をあきらめる事例が増えています。

また「学生生活のためにバイト漬け」「学費を払えず、1 年間休学してバイトで学費を貯めてやっと復学」などの大学生の声が寄せられています。経済的な理由から高校や大学への進学をあきらめることがないように、給付制奨学金創設は、喫緊の課題で、給付制奨学金の創設を強く求めます。

すべての子どもに等しく教育の機会を保障し、男女ともに学費の不安なく、安心して学び続けられる教育条件整備のために、以下を要望いたします。

### 記

1. 「高校授業料無償化」制度を復活し、すべての高校生の学ぶ権利を保障すること。
1. 高校生に対する「奨学のための給付金」について、給付対象の拡大、給付額の増額をすること。
1. 大学生に対する給付制奨学金制度を緊急に創設すること。